
第3章 名越切通の諸環境と現状

1. 位置と歴史的背景

1-1 位置

国指定史跡名越切通は三浦半島の基部西岸、相模湾に面した逗子市の北部に位置する。鎌倉との行政界を形作る尾根上に位置し、指定地周辺は起伏に富んだ丘陵となっている。現在では直下にJR横須賀線の名越トンネル、旧国道134号線(現県道)の名越隧道が開削されて外部との往来が図られている。



図3-1 名越切通の位置

左：鎌倉市教育委員会『仮粧坂詳細分布調査報告書』より抜粋・加筆

右：国土地理院『2万5千分の1地形図』「鎌倉」より抜粋・加筆

1-2 歴史的背景

逗子市の位置する三浦半島は、古くは旧石器時代より人々の営みが確認されており、周辺には縄文時代各期の標識遺跡も点在する。逗子市内では、弥生時代には、低地の池子遺跡群から木製農耕具類が多量に出土する一方、台地上の持田遺跡等からは住居跡が多く検出され、台地と谷戸が入り組む当地でも、巧みな土地利用がなされていた(図3-2)。

平成14年(2002年)には、「長柄桜山古墳群」が新たに国史跡に指定されており、県内屈指の規模の前方後円墳が古墳時代の前期に築かれていたことが明らかとなった。この時代には海岸線もほぼ現在と同位置となったと考えられており、低地部では奈良～平安時代にかけて、住居等が営まれた痕跡が確認されている。

古来、この地は浦賀水道(東京湾)を経て安房・上総(房総半島)方面へと至る陸・海路の要衝であったが、中世には名越切通が鎌倉の主要な出入り口として整備され、新たな特性を兼ね持つこととなった。そして、鎌倉幕府滅亡後もその役目を終えることなく改修を重ねながら現在に至った。

先にも触れたように、現在、鉄道や車道が名越切通の直下をトンネルで通過しており、このことは当地の交通の要衝としての歴史的な重要性を象徴するものといえよう。

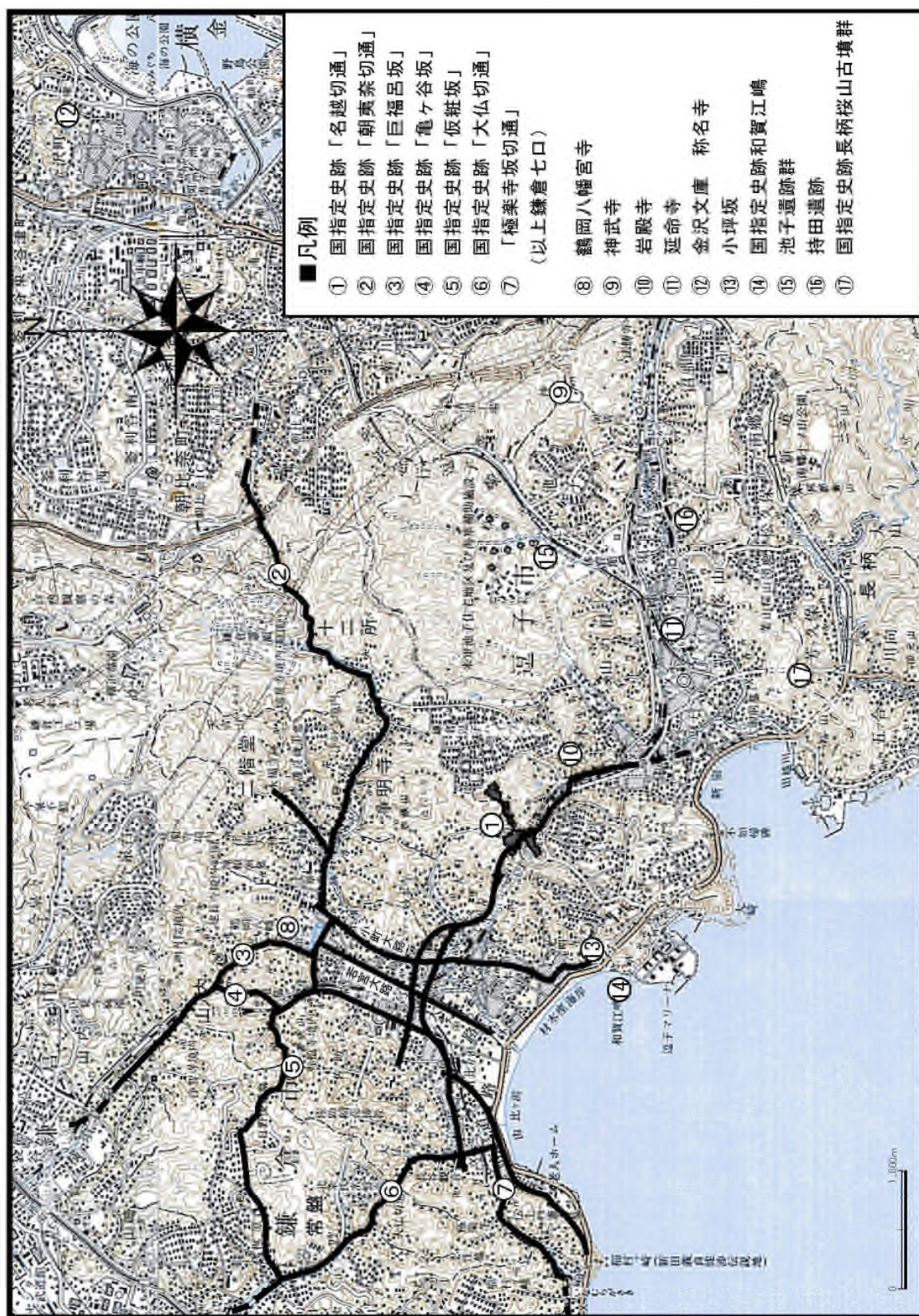


図3-2 鎌倉七口と周辺の主な遺跡 国土地理院『5万分の1地形図』「横須賀」より抜粋・加筆

2. 名越切通の現状

2-1 遺構の概要と遺存状況

史跡を構成する主な遺構は「切通」「まんだら堂やぐら群」「大切岸」に大別でき、遺跡の概要と遺存状況を概観すると、表 3-1 のようになる（現況調査の詳細は資料編参照）。

2-2 立地条件

2-2-1 交通アクセス

東京方面から逗子市までの主要な道路は、横浜横須賀道路(国道 16 号線：自動車専用高規格道路)逗子 IC 経由で市内に入るルートである。鎌倉方面からは、相模湾沿いに国道 134 号線が市内を縦断している。名越切通には、その直下をトンネルでくぐり逗子市と鎌倉市の中心部を結んでいる県道を利用する。公共交通機関を利用する場合は、J R 横須賀線の逗子駅、鎌倉駅または京浜急行電鉄の新逗子駅で下車し、京急バスを利用する。

2-2-2 市内の公共施設・集客施設

周辺の集客施設としては、披露山公園、逗子マリーナ等が挙げられる(図 3-4)。また、平成 15 年度(2003 年度)に整備基本構想が策定された国指定史跡長柄桜山古墳群も整備事業が進められており、一定の集客効果が見込まれる。

図 3-3 逗子市周辺の鉄道および主要道路
国土地理院『5 万分の 1 地形図』「横須賀」より抜粋・加筆



図 3-4 公共・集客施設の分布状況
国土地理院『2 万 5 千分の 1 地形図』
「鎌倉」より抜粋・加筆



表3-1 史跡の概要と遺存状況

主要な遺構	遺構の概要	写真	発掘調査等の成果	遺存状況等
切 通	●鎌倉の南東部の丘陵を開渠状に掘削して通路とし、中世の政治経済の中心地である鎌倉と三浦半島地域とを結ぶ要路としたもので、鎌倉の外縁に遺存する切通の中でも往時の面影を良く留めている。 ●中世以来、連綿と利用されつつ現在に至る。特に明治16年(1883年)12月、直下に名越遂道が開通するまでは主要な道路の一つであった。		●平成12年度の発掘調査では、第1切通部分の現路面の下には4時期の道路面があり、最下層の路面上から18世紀後半以降の遺物が出土した。 ●平成16年度の発掘調査の結果が追認され、現在の切通路の景観が近世以降に形成されたものと推測された。保存対策工事の過程で、現路面から約6m上方の側壁にやぐらの痕跡が発見された。	●第1切通は、平成7年3月現在、保存対策工事が終了し近く公開の予定である。今後は、維持管理工事として岩盤の割れ目に入り込んだ木根(地上部は伐採)が腐朽する過程で亀裂に充填が必要となり、岩盤表面の強化(撥水)処理範囲における定期的な再処理工事が必要となる。 ●第2切通の地質は、土木学での土工区分において斜面下方は軟岩、上方は礫混り砂質土に分類され、切土に対する標準のり勾配[日本道路協会：のり面工・斜面安定工指針]から安定勾配と判定される。 ●第3切通の地質は、両斜面共に逗子市側では比高差が低く安定している。また、鎌倉側では比高差はあるものの、勾配は緩く、比較的安定している。 ●第2、第3切通の斜面に浮石が確認される。通常時は比較的安定しており、緊急的な対策を講じる必要はないが、豪雨時や地震時に注意を要する。長期的には保存対策工事が必要となるため、その時期及び方法について検討を要する。
まんだら堂 やぐら群	●指定地のほぼ中央付近、尾根付近の平場を囲む崖面に集積して分布しているやぐら群である。 ●「やぐら」は主に鎌倉および周辺地域に密に分布する中世の葬送遺構で、崖面を水平に掘り込んだ横穴に納骨し、石塔等を安置するものを典型とする。 ●当地に残る「まんだら堂」という地名から、何らかの建物が存在したものと推測されているが、具体的な史料は未詳である。		●昭和53年には、鎌倉側の平場の一部で発掘調査が行われ、整地面が検出され、かわらけ、火葬骨片などの遺物が出土した。 ●平成13・14年度には、やぐら群前面および切通路周辺の発掘調査が行われ、やぐら群前面の平場からは柱穴状遺構や、火葬跡が検出された。遺構や遺物の密度には地点によって差異が認められ、分布の主体は鎌倉側の平場付近であったと想定される。また、やぐら群の造営は、出土遺物から13世紀後半～末頃に開始され、15世紀末まで続いたと推定されている。 ●平成16年度に実施した現況調査によって、やぐらと石塔の数量が把握された。やぐらは140基以上が遺存し、多くは比較的小規模である。残存する石塔類の殆どが五輪塔で、その約3/4は当地の基盤岩である凝灰岩・砂岩製である。	●平成16年にやぐら群の現況調査を実施し、目視によってやぐらの位置、構造、損壊状況等を調査票にまとめ、保存整備のための基礎資料を作成した(資料編を参照)。その結果、141基のやぐらを特定した。また、やぐらの上上の樹木(根)が第1切通と同様に、遺構に悪影響を与えていることも判明した。 ●まんだら堂やぐら群は、やぐらの落盤や倒壊等が懸念されることから、平成12年度の公有化を機会に閉鎖されている。
大 切 岸	●ほぼ垂直に切り落とされた高さ3～10mの岩盤の崖面が尾根直下に約800m以上の長さで連なる。断崖は場所により数段からなり、多くは逗子側に向かって形成されている。		●昭和47・48年の赤星直忠らの踏査によって大切岸の遺構の広がりや把握され、鎌倉防衛のための城郭遺構であると想定された。 ●昭和53年の発掘調査では、石切の痕跡を残す岩盤削平面などが検出された。 ●平成13・14年度の確認調査では、切岸の下で、広範にわたって石切の痕跡が確認され、大規模な石切場として利用されたことが判明した。切り立った崖が連続する現在の景観は、石材採掘の結果、形成されたものであると推測されている。	●平成16年に地表地質踏査による現況調査を実施した。地質は、池子層凝灰質砂岩、凝灰質シルト岩等の互層から成り、高さ3～10mの垂直な崖状を形成している。崖面は互層沿いに風化浸食を受けて凹凸を呈しており、最大で1.0m程オーバーハングしている。また、表面剥離による小規模な落石や浮石が、開口した割れ目には径数十cmにおよぶ浮石も確認された。 ●現状、比較的安定しており、緊急な対策を講じる必要はないが、長期的には風化抑制のための保存工事が必要となるため、その時期及び方法について検討を要する。

2-3 土地利用上の法規制

整備にあたっては、史跡指定地および周辺地域にかかる土地利用上の各種法規制に配慮する必要がある（表 3-2 および図 3-5）。

国指定史跡名越切通とその周辺は、一体的な保存・保全措置が可能となる土地利用条件にある。たとえば、逗子市内では、史跡指定地とそれに隣接する一部区域が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」による「歴史的風土保存区域」に指定されている。また、その南側にあたる史跡指定地外の久木 9 丁目内の緑地帯はその大半が都市公園「名越緑地」、史跡指定地の西方の緑地帯は都市公園「滝の谷緑地」となっている。一方、史跡指定地の北側に隣接する鎌倉市側の緑地帯は、全てが「古都保存法」による歴史的風土特別保存地区「名越切通し特別保存地区」、または歴史的風土保存区域に指定されている。

このように、史跡指定地周辺は、現状の緑地保存を前提とした土地利用規制が既に施行されており、当該史跡の周辺の環境および景観保全のための規制条件は整備されている。

さらには、現在、世界遺産登録が検討されている「武家の古都、鎌倉」から名越切通を考えた場合、これらの周辺緑地帯は、緩衝地帯を形成する緑地帯であると位置付けることができる。

2-4 関連計画

都市の振興、まちづくり、景観、環境などの観点で、史跡名越切通がどのように位置付けられているかを、上位計画・関連計画（以下の 4 計画）について表 3-3 において整理してとりまとめた。

- 逗子市総合計画
- 逗子市都市計画マスタープラン
- 逗子市緑の基本計画
- 逗子市環境基本計画

2-5 公開活用現状

史跡名越切通は、かねてより、逗子から鎌倉に抜ける散策路として、史跡を目的に訪れた人のみならず、多くのハイカーに利用されてきた。

切通路については、保存工事中の期間も迂回路を設置し、通行を可能としてきた。

大切岸部分については、法性寺の寺社地から間近に眺める他、大切岸の上部そのものが、ハイランド方面に抜けるハイキングコースとなっており、自由な往来が可能である。

これに対し、集中してやぐらの分布するまんだら堂やぐら群は、公有化されて以降遺構の劣化が激しく公開には危険をとまなうことから、保存と考古学調査のため閉鎖されてきた。

こうした中、平成 16 年の秋に 3 週間に限り、まんだら堂やぐら群の公開を行った際には、3,000 人余の見学者が訪れ、市民の関心が高く、史跡の公開を望む声が大きいたことが示された。会場でアンケートを行った結果および見学者の意見は、「資料編：名越切通の諸環境」の中で紹介する。

表3-2 史跡指定地及び周辺区域にかかるとる法規制

名称	根拠法・計画	対象範囲	規制内容等	史跡整備との関係
市街化調整区域	都市計画法	史跡指定地の大部分	●市街化調整区域における建築や造成等（土地の区画形質の変更）は、法34条の立地基準を満たした上で、都道府県知事の許可が必要となる。ただし政令（都市計画法施行令）で定めた公益上必要な建築物（例：図書館、博物館等）をつくるための行為、もしくは国・県・指定都市・特別市・中核市等が行なう行為、もしくは計画事業として行なうものは、法34条の立地基準を満たせば、通常許可が不要である（ただし、技術基準は、通常同様に適応される）。（第7、13、15、29、34、43条、同法施行令20条）	市街化調整区域の開発行為、建築行為は厳しく制限される。ただし、左の要件により可能となる場合があるため、整備の場合に留意する。
第1種低層住居専用地域	都市計画法 建築基準法	史跡指定地外（周辺部）	●社会教育法で定める施設のうち、図書館に類する施設はその規模にかかわらず建設を認められる。また郷土博物館は可能であるが、地区外から多くの集客を招く一般の美術館や博物館は不可。（建築基準法第48条）	史跡指定地外にガイダンス施設等を設ける場合に留意する。
第1種住居地域	都市計画法 建築基準法	史跡指定地外（周辺部の都市計画道路、J R	●劇場、映画館、演芸場又は観覧場は建設が不可。（建築基準法第48条）	史跡指定地外にガイダンス施設等を設ける場合に留意する。
鎌倉風致地区	都市計画法	史跡指定地内（鎌倉市側）	●土地の形質変更、建築物の建築、木竹の伐採その他について、県・市が行う場合は、風致地区の決定権者と事前の協議を要する。（第58条）	鎌倉市側で関連施設を整備する場合に留意する。
名越緑地の谷緑地	都市計画法、都市公園法	史跡指定地外（周辺部）	●緑地公園として都市計画に位置付けられており、建築行為などの制限がある。（都市公園法第4、11条）	史跡指定地外で遊歩道の整備やガイダンス施設整備を行う場合に留意する。
準防火地域	都市計画法 建築基準法	史跡指定地外（鎌倉市側 J R 沿い）	●<階数が2階以下>かつ<延べ床面積が500㎡以下>ならば、木造建築物でも可だが、階数もしくは床面積がそれを上回ると、耐火建築物もしくは準耐火建築物とするための規制がおよぶ。（建築基準法第62条）	鎌倉市側で関連施設を整備する場合に留意する。
国指定史跡	文化財保護法（国指定史跡）	史跡指定地全域	●史跡に指定された史跡名勝天然記念物に關し、その現状を変更しまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない（第80条）。	名越切通の指定地はこれにかかると、現状変更に対する規制を受けている。
歴史的風土保存区域	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）	史跡指定地及び史跡指定地に隣接する鎌倉市部分（鎌倉市側は「特別保存地区」）	●保存区域のうち、史跡指定地に隣接する鎌倉市側部分は「名越切通し歴史的風土特別保存地区」に指定。指定範囲では、開発行為や土石の採取など、土地利用状況を変更する際に、事前に県への届出が必要となる（第7条）。また、特別保存地区では、保存区域同様の開発行為の他に建築物などの色彩の変更や、広告物の表示や提出する際に、あらかじめ県の許可が必要となる（第8条）。	史跡指定地は、古都保存法の改正により「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域」に新たに追加された。
逗子市の条例	逗子市の良好な都市環境をつくる条例 例	市内全域	●300㎡以上の範囲で土地の区画形質を変更したり、木竹の伐採、移植を行なう場合は、条例の通知を受け、自然環境への影響を評価する。該当する事業を行なう場合には、評価指針にもとづいた計画を策定し、市長に届け出る必要がある。 ●市内に10mメッシュごとの自然環境ランク（A～D）とそれに対応した環境保全目標（80～20%）があり、それに従って、対象事業の環境保全目標量を決定。各ランクごとににはガイドラインとしての保全目標が次のように定められている。 Aランク：環境保全目標 おおむね80% Bランク：環境保全目標 おおむね60% Cランク：環境保全目標 おおむね40% Dランク：環境保全目標 おおむね20%	史跡指定地内の自然環境は、一部を除く大部分がA、Bランクに評価されていることから、現状の自然環境を極力損なわない整備が必要とされる。
古都鎌倉の寺院・神社ほか	逗子市まちづくり条例 世界遺産暫定リスト（平成13年1月現在）	市内全域 鎌倉市内の寺院や寺院跡、港灣遺跡（和賀江嶋）、切通（鎌倉七口）	●区域面積が300㎡以上の開発行為については、事前協議、住民周知について規定がある。ただし、地方公共団体が実施する事業であれば、条例の適用は協議して定める。都市計画事業の場合は条例適用外。 ●地球上に存在するさまざまな文化遺産・自然遺産の中で地球規模で重要なものを、世界のすべての人々にとってのかけがえのない財産として捉え、保護していく。	都市公園にすれば、条例の適用外であるが、そうでない場合は、協議が必要となる。 鎌倉市側の史跡範囲が今後拡大することが予想されることが、鎌倉市においても弾力可能な内容であることを視野に入れておくべきである。

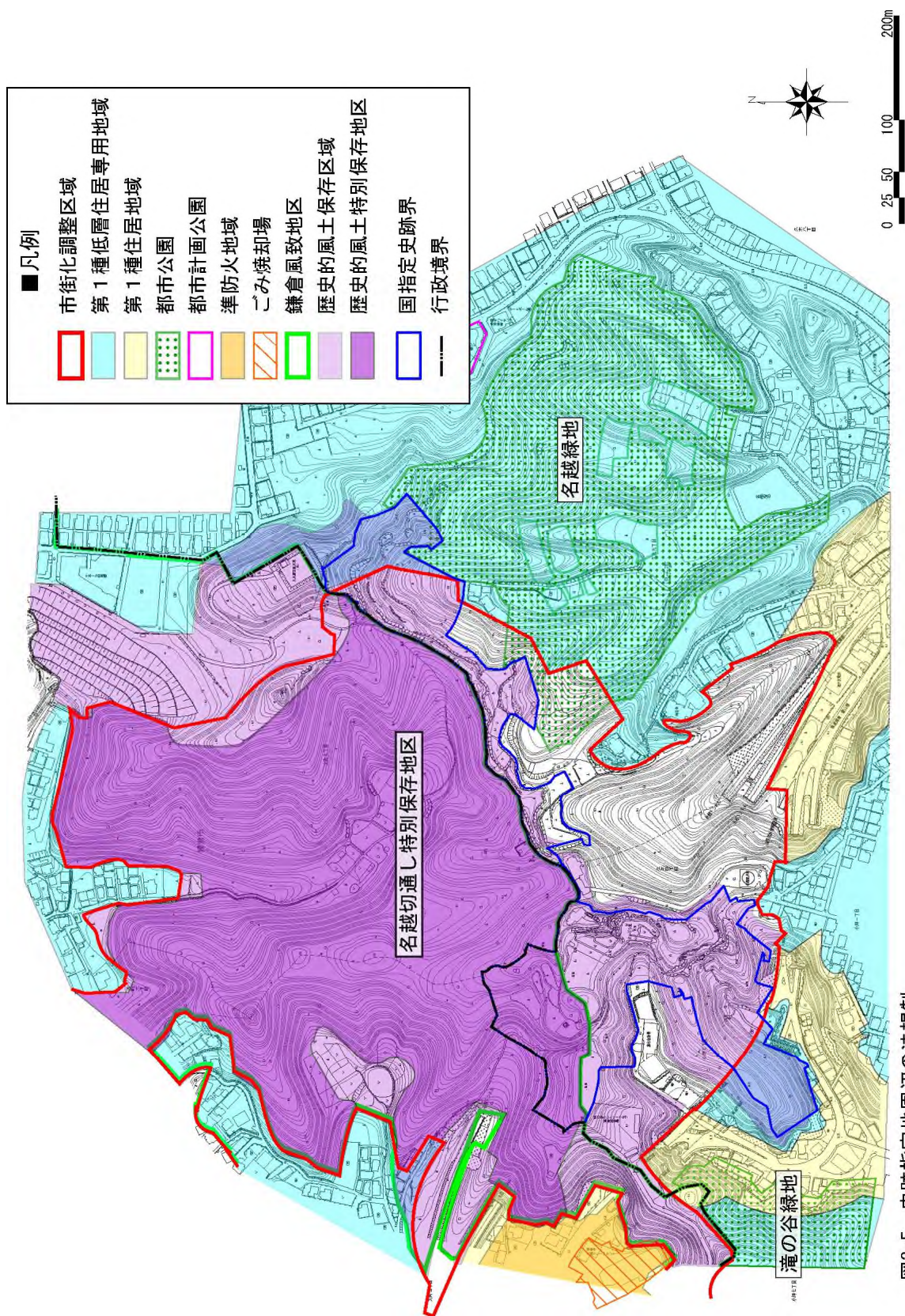


図3-5 史跡指定地周辺の法規制

表3-3 中継に関連する上位計画等

国指定史跡名越切通整備と関連する内容				
計画	総括目標等			市民参加
	教育・文化	自然環境	都市整備	
逗子市総合計画 (2002.3)	●都市像 ①「豊かさを実感する調和あるまち」 (施策の方向づけ) ②生涯学習：市民の学習・文化活動への支援 や市民各層の学習意欲に応える学びの場・機会づくりを進める。 ③環境との共生：環境と共生したまちづくりを進める。 ④都市整備：自然災害にも都市災害にも強い安全な都市づくり ⑤自立社会：市民によるまちづくり	●文化財 使命：文化財を適正に保存・管理し、後世に引き継ぎ、広く公開・活用する。 ・名越切通の切通路部分の崩落により公開・活用を来たしているため、これを適切に保存・管理し、公開・活用する。 →名越切通の公有化を推進し、崩落対策及び発掘調査を実施する。	●自然環境の保全 使命：市街地を取り囲む樹林地や、斜面緑地の保全を図り、街並みに配慮した景観づくりを進めることで調いのある豊かな自然環境と共生するまちを目指す。 ●環境との共生 →名越切通とその周辺の緑地は、「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域（6.8ha）」として保全していく。 →歴史的風土保存区域の保全のため、区域内に特別保存地区を設定する都市計画を決定する。	●市街地整備 使命：適切な土地の利用を図り、恵まれた自然環境と調和した景観・快適で安全な街並みを形成するとともに、公共施設・公共交通機関の「バリアフリー化」を推進する。 ●公園 使命：みどりに囲まれた、生活に潤いや安らぎを与える公園の整備を進める。
逗子市都市計画マスタープラン (1998.3)	●まちづくりの基本理念 「『緑』《藍》《光》ふれあうまちづくり」 逗子市にかかわる人々が自然、文化、歴史にふれあいがちながら、住み、活動できるまち・逗子市として誇りを持って後世に継承できる「まちづくり」を考え、実践する。 ①個性的で快適なまちづくり ②自然を生かし、育むまちづくり ③ノーマライゼーションのまちづくり ④市民と協働するまちづくり	●歩行者ネットワーク ・歴史と伝説の道やハイキングコースを保全し、それをネットワーク化する。	●緑地の将来的な保全 ・自然環境保全地域や風致地区に指定され、図らない緑地については、将来的な保全を図るため、その連続性に配慮し、緑地保全地区等の指定を検討する。	●歴史公園整備（周辺区域） ・名越切通の逗子市側は国指定地区を除き、保全の手立てが図られていないため、市が歴史公園として整備を図るとともに、緑地保全地区の指定を図り、さらに歴史的風土保存区域・同特別保存地区への編入を検討していく。 ●景観形成 ・山林は積極的に保全。 ・歴史的遺産を取り囲む緑地を地域制緑地として指定することにより、自然環境と一体的な歴史的景観の保全を図る。
逗子市緑の基本計画 (1996.3)	●みどりの将来像 「みどりが息づくコンパクトタウン」 →市街地を包む豊かな緑の中へと安心してはいていけるような、市民とみどりが共存したまち。 (基本方針) ①みどりにやさしいまちづくり ②日常的な自然とのふれあい拠点の創出 ③個性ある都市環境の創出 ④市民と行政の総力の結集	●都市緑化の目標および推進方針 (1)都市公園 ・特殊公園はあらたに名越切通を歴史公園として配置する。		
逗子市環境基本計画 (1999.3)	●望ましい環境像 ・地球にやさしい循環型のまち ・自然と共生するまち ・各自が主体で良好な環境づくりを進めるまち	●施策の方向 1. 快適な生活環境の創造 ⑦景観 目標：海や緑と調和し、地域の特性を生かした景観の保全及び創造に努める。 →景観に配慮した公園、道路、河川等の整備事業を推進。 →文化財を取りまく歴史的環境と自然環境との一体的保全を推進する。 ⑨公園緑地の整備 目標：緑に囲まれた生活に安らぎを与える都市公園の整備を推進する。「逗子市緑の基本計画」に定める施設緑地の整備目標、地域性緑地の指定目標を達成する。 →名越切通史跡公園計画を推進する。 3. 自然環境の保全 ②緑 目標：残された緑と生態系を保全。市街地の緑を還元し、潤いや安らぎのある環境を創造する。 →文化財を取りまく歴史的環境と自然環境との一体的保全を推進する。		

3. 名越切通の整備に向けた課題

史跡の現状をふまえ、史跡整備に向けた課題を整理し、表 3-4 に示す。

表 3-4 整備に向けた課題

区 分	内 容	課 題
保存・保全	遺構の保存管理	●第1切通については、継続的な維持管理等定期的なメンテナンス工事の実施を行う。 ●第2、第3切通および大切岸については、長期的な保存対策が必要である。 ●やぐらについては、現況調査の結果、損壊の危険度が高いものから順に、適宜保存対策および維持管理が必要である。 ●石塔類の保存対策が必要である。
	緑地景観の保全	●史跡指定地周辺は、逗子の貴重な緑地帯であり、逗子市内からの景観が損なわれないよう、配慮を要する。
利用・活用	調査・研究	●切 通 ・切通路のルート of 構造および変遷の調査検討が必要である。 ●まんだら堂やぐら群 ・やぐらの位置や配置、群としての分布、数量等の把握および実測等の記録が必要である。 ・石塔類の位置や数量、劣化の状況等の把握および実測等の記録が必要である。 ・やぐら群の造営時期の把握が必要である。 ・やぐらと前面平場を含む空間利用のあり方についての調査検討が必要である。 ●大 切 岸 ・石切の時期、石材生産や供給の様相の調査検討が必要である。
	一般公開	●早急な公開と、各種調査および整備過程の公開を含む段階的整備の計画策定を行う。 ●来訪者への十分な情報提供。現地で展示公開できない情報は、別途公開の場所を検討する。 ●大切岸を間近に見学できるよう、立入りに関する工夫が必要である。 ●トイレ等の便益施設を整備し、来訪者の利便性を高める必要がある。 ●公開活用における、市民参加のあり方について検討する。 ●門扉、囲い柵の設置や夜間や台風・強雨時等の公開の制限について検討する。
	インフラ	●指定地周辺は、地理的な条件から、駐車場整備、水道・電気の確保について検討が必要である。
	土地利用 法規制	●周辺整備(ガイダンス施設の建設を含む)にあたっては、対象となる法令に配慮が必要である。 ●都市公園化について検討が必要である。
役割・機能	市民生活	●市民が憩い、散策し、日常生活の中で親しみを持ち市民アイデンティティの拠り所となる、公園的な役割が必要である。
	ネットワーク	●市内の他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるような工夫が必要である。
	その他	●「古都鎌倉」世界遺産登録において重要な役割を担う史跡として、対応が必要である。